

# 指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援センター城見

## 重要事項説明書

### 1 事業所の概要

	事業所	事業主
名称	: 居宅介護支援センター城見	医療法人 高田会
所在地	: 高知市城見町3-12	高知市城見町4-13
連絡先	: 088-884-9131	088-883-4377
代表者名	管理者: 竹政 由香	理事長: 高田 早苗
事業者指定番号	: 高知県第 3970103861	
サービス提供地域	: 高知市・南国市	
業務の概要	: 居宅介護支援	医業

### 2 事業所の職員体制

サービス提供者: 常勤介護支援専門員3名以上(内 主任介護支援専門員1名以上)

### 3 営業日及び営業時間

営業日: 月曜日から土曜日

但し、日祭日、年末年始の期間(12月30日~1月3日)は除く

営業時間: 平日 8:30 ~ 17:00

土曜 8:30 ~ 12:30

※上記のほか、電話により24時間常時連絡可能な体制をとります。

### 4 利用料金

#### ① 利用料

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はございません。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合につき、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。この、サービス提供証明書を後日、利用者居住の市の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）（i）		<取扱件数が45件未満>	
要介護 1・2		1,086単位/月	
要介護 3・4・5		1,411単位/月	
居宅介護支援費（Ⅰ）（ii）		<取扱件数が45件以上60件未満の部分のみ適応>	
要介護 1・2		544単位/月	
要介護 3・4・5		704単位/月	
居宅介護支援費（Ⅰ）（iii）		<取扱件数が60件以上の部分のみ適応>	
要介護 1・2		326単位/月	
要介護 3・4・5		422単位/月	
初回加算		300単位/月	
特定事業所加算（Ⅱ）		421単位/月	
特定事業所医療介護連携加算		125単位/月	
入院時情報連携加算（Ⅰ） ※入院日のみ		250単位/月	
入院時情報連携加算（Ⅱ） ※入院日を含め3日以内		200単位/月	
退院・退所加算	カンファレンスへの参加	なし	あり
	連携	1回	450単位
		2回	600単位
		3回	900単位
通院時情報連携加算		50単位/月	
ターミナルケアマネジメント加算		400単位/月	
同一建物居住者へのケアマネジメント減算 ※20名以上		所定単位数の95%	

② 交通費

上記1のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

（それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費（実費）が必要です。）

5 居宅介護支援の特徴等

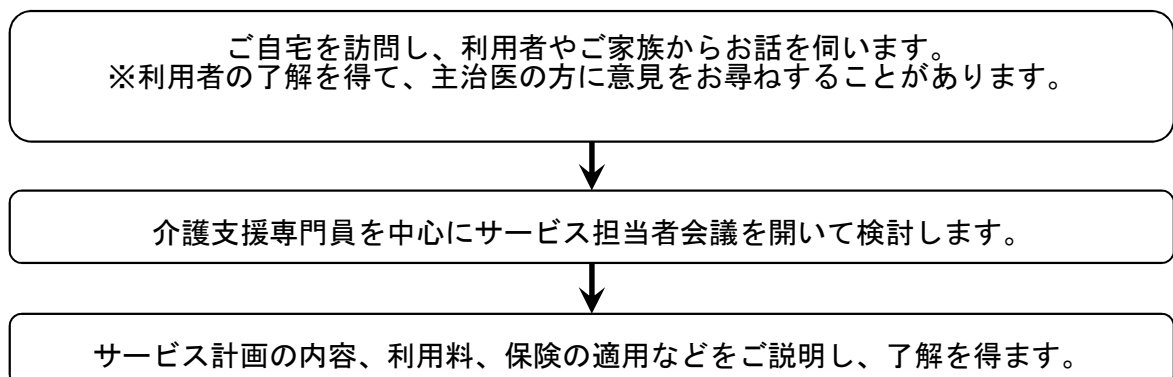
① 運営方針

基本理念、利用者がサービスを適切に利用できるように、利用者の希望に沿って、居宅サービス計画を作成し、かつサービスの提供が確保されるよう、サービス事業所と連絡調整を行います。

研修に参加し、資質の向上に努めます。地域包括センターとの連携に努めます。

② 介護支援の概要

サービス計画作成までの流れは以下の通りです。



※その他提供するサービス

- ・要介護認定の更新申請、変更の代行
- ・給付管理票の作成・提出等
- ・サービス事業者との連絡調整等

6 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談、苦情については下記窓口にてお願いします。

当事業所の窓口		所在地	高知市城見町3-12
		担当者	竹政 由香
		電話番号	088-884-9131
		受付時間	8:30~17:00
高知県国民健康保険団体連合 (国保連)		所在地	高知県高知市丸ノ内2-6-5
		電話番号	088-820-8410・8411
		受付時間	8:30~17:00
市町村の窓口	(高知市)	所在地	高知市本町5-1-45
		電話番号	088-823-9931
		受付時間	9:00~17:15
	(南国市)	所在地	南国市大桶甲2301
		電話番号	088-863-2111
		受付時間	8:30~17:15

7 事故発生時の対応

① 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡し、適切に対応いたします。

② 事業所は、利用者に対する介護サービス提供に当たって万が一事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害賠償します。ただし利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減らすことができます。事故発生に備えて損害賠償保険に加入しています。

8 就業環境の確保

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 9 業務継続計画の策定等

① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

② 事業所は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 10 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね１年に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

# 個人情報利用目的書

私（及び私の家族）の個人情報については、下記の範囲内で利用されることに異存ありませんので同意します。

## 記

### 1. 利用目的

- ① 私のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するため、実施されるサービス計画担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整に必要な場合
- ② 医療・福祉の学生・研修生の教育、研修に必要な場合。また、サービス担当者会議における教育、研修に必要な場合
- ③ 介護予防支援事業所等との引継ぎに必要な場合
- ④ 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が病院等へ受診又は入院する際に、医師・看護師等に説明する場合
- ⑤ 警察・消防等緊急時の連絡が必要な場合

### 2. 利用する期間

居宅介護支援利用約款第2条第1項の契約期間に同じ

（ただし、生命の危険等緊急の場合は、契約期間を過ぎても利用することがある。）

### 3. 条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たってはサービス事業者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等について記録すること。